

鏡石町空き家改修事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鏡石町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用促進を図るとともに、定住を推進し、また、町内事業者の活性化を図るため、空き家バンク物件の改修工事や残存する家財の処分を行う場合に、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鏡石町補助金等の交付等に関する規則（昭和50年鏡石町規則第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 鏡石町空き家バンク実施要綱（平成31年鏡石町要綱第7号）第3条第5項の登録を受けた空き家をいう。
- (2) 定住 5年以上に渡って生活の本拠を置くことをいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸（以下「売却等」という。）を行うことができる者をいう。
- (4) 改修工事 空き家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (5) 家財処分 残置された家財の撤去、運搬及び処分することをいう。
- (6) 入居者 売買契約の締結により、新たに空き家等の所有者となることが決定している者又は、所有者と賃貸契約により空き家等を賃借できることが決定している者をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に本店、支店、営業所等を有する法人若しくは、町内に主たる事業所を有する個人の事業者をいう。
- (8) 子育て世帯 事業完了日（改修等完了日又は定住開始日のいずれか遅い日をいう。）において、中学生以下の子どもがいる世帯をいう。ただし、補助金の交付申請時においては妊娠中の子も含むものとする。
- (9) 町税等 町民税、軽自動車税、固定資産税又は国民健康保険税（介護保険料含む。）、保育料、上下水道料をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有者又は入居者及び入居予定者であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 当該空き家に定住すること。
- (2) 町内会に加入し、又は加入する見込みがあり、地域活性化の推進に協力する意思を有していること。
- (3) 3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸又は無償での使用ではないこと。
- (4) 町税等の滞納がないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 本人及び同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者。

(2) その他町長が適当でないと認めた場合。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる空き家は、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 空き家バンクに登録された物件であること。
- (2) 入居者又は入居予定者がおり、売買契約及び賃貸契約が締結された物件又は売買若しくは賃貸借の同意が得られた物件であること。
- (3) 補助金の申請年度内に改修等及び実績報告が完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる各号の工事等の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 改修工事 居住部分に係る改修工事で、その経費が20万円以上であること。
なお、次に掲げる経費については、補助金の交付対象から除外する。

- ア 門、塀、造園等の外構工事に要する経費
- イ 車庫、物置、倉庫等の設置及び改修等に要する経費
- ウ 併用住宅の場合、住宅部分以外の改修に要する経費
- エ 合併浄化槽の設置等に要する経費
- オ 太陽光発電システム設置に要する経費
- カ その他町長が適当でないと認める改修等に要する経費

(2) 家財処分 居住部分に係る家財処分で、その経費が5万円以上であること。
なお、次に掲げる経費については、補助金の交付対象から除外する。

- ア 空き家の取得後に新たに持ち込まれた物品の処分
- イ 家電リサイクル対象品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の処分
- ウ その他町長が適当でないと認める家財処分等に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる各号の工事等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 改修工事 補助対象経費の2分の1に相当する額、又は20万円（町内施工業者による工事を行った場合は10万円及び子育て世帯に該当する場合は10万円をそれぞれ加算する。）のうちいずれか少ない額とする。
- (2) 家財処分 補助対象経費の2分の1に相当する額、又は5万円のうちいずれか少ない額とする。

2 この補助金は、前条に定める工事等の区分ごとに、同一の住宅又は補助対象者に対して1回限り交付するものとする。

(補助金交付の申請期間)

第7条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、売買契約若しくは、賃貸契約を締結した日又は、売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から6ヶ月を経過するまでの期間とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、鏡石町空き家改修事業等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、改修等の着工前に町長に

提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 住民票謄本
- (3) 改修又は家財処分に係る見積書の写し
- (4) 改修箇所を明記した平面図
- (5) 空き家の現況又は処分する家財を確認できる写真
- (6) 所有者の同意書（入居者及び入居予定者のみ）
- (7) 申請者の町税等の滞納のない証明書（納税証明書）
- (8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を受けることが適当であると認めたときは、鏡石町空き家改修事業等補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定にあたり、条件を付することができるものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、鏡石町空き家改修事業等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、鏡石町空き家改修事業等補助金変更等申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を承認することが適当と認めたときは、鏡石町空き家改修事業等補助金変更決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに鏡石町空き家改修事業等補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 住民票謄本（補助対象住宅に転居した日以降のもの）
- (2) 改修又は家財処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (3) 改修内容を確認できる写真又は家財処分に係る作業中及び作業後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第12条 町長は、前条の規定により報告された書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により適当と認めたときは、補助金の額を確定し、鏡石町空き家改修事業等補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに鏡石町空き家改修事業等補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定に基づく補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の取り消し等)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、鏡石町空き家改修事業等補助金交付決定取消通知及び返還命令書(様式第9号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、別表に定める金額の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由と認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家を取り壊したとき、又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に空き家に定住しなくなったとき。ただし、療養、就職若しくは進学により転出するとき、又は死亡したときはこの限りでない。
- (4) 前3号のほか第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) この要綱の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(調査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な限度において補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め必要な調査をすることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

補助金交付決定後の期間	返還を求める額
1年未満のとき	補助金の全額
1年以上2年未満のとき	補助金の額の10分の9の額
2年以上3年未満のとき	補助金の額の10分の8の額
3年以上4年未満のとき	補助金の額の10分の7の額
4年以上5年未満のとき	補助金の額の10分の6の額